

平成 30 年 6 月 27 日

平成 30 年第二回都議会定例会を終えて（談話）

東京都議会自由民主党幹事長 秋田 一郎

第二回定例会は、知事提出の議案他を審議し、本日終了しました。

はじめに「東京都受動喫煙防止条例」について申し述べます。

我が党は、罰則付き受動喫煙防止条例を制定することを公約としており、これは揺るぎない信義であります。しかし、条例は多くの都民や関係者に理解され、受け入れられ、実行されてこそ、その意義が成立いたします。話題性を喚起するために、ただ作れば良いというものでは決してありません。

都条例案は、人に着目した条例と謳いながら大きな問題点が二点あります。

一点目が、条例の実効性です。

都は、昨年 9 月、店舗面積基準を要件とした規制方針を示し、パブコメを実施し都民の意見を聞きました。しかし、今回、唐突に従業員の有無で判断するという全く新しい考え方を二定直前に提案しました。罰則規定を設ける以上、その基準は都民にとって分かりやすく、合理性や妥当性があることが必要不可欠であります。しかし、国と全く異なる、「従業員の有無」という基準は、抽象的かつ曖昧であり、とりわけ中小飲食店等の雇用状況は多様で流動的であり確認・検証は極めて困難であります。また、親族は従業員から除くとしていますが、従業員か親族かの判断は難しく、机上の空論であります。

これを区市の保健所に継続的に把握させるというのは、実効性のない荒唐無稽な基準であり、混乱を生じるのは明らかであります。都条例案が、もし、制定されれば都民や都政の将来に大きな禍根を残すことは明らかであり、我が党の修正案のとおり、国基準をベースにした一貫性のある内容に改めるべきであります。

二点目が、弱者への配慮であります。

我が党の修正案で主張した「医療機関や児童福祉施設についても屋外喫煙所設置を不可とする」ことについては、厚生委員会において、参考人であった東京都医師会、また質疑をした都民ファーストの委員からも賛同があり、さらに日本共産党都議団からも同様の修正案が提出されております。

それを踏まえ、本来であれば都は、改めて修正案を提出すべきですが、本日の本会議では上程せず、数の力により条例案決定を押切りました。

しかも、驚くべき事に、都は秘密裏に「受動喫煙防止条例に対する都民のインターネット意識調査」を実施し、その調査結果を、あろうことか 22 日の厚生委員会の質疑中に発表しました。このため、各委員はこの事実を知ることなく質疑を行わざるを得ませんでした。まさに、拙速に条例を強行した証左であります。

この意識調査の結果を見ても、今回提案された都条例の内容を認知している都民は 5.1%に過ぎず、これが本当に「人に着目した」条例と言えるのか、大いに危惧をいたします。偽りの都民ファーストと指摘されてもやむを得ません。

小池知事が就任し2年目の折り返し点になります。

これまで、オリンピック長沼ボート案で被災地の方々を混乱に巻き込み落胆させました。また、豊洲を活かす築地を守るという思い付きで、豊洲移転を遅延させました。さらに、ワイズスペンディングという耳障りの良い言葉だけの入札契約制度改革を強引に進め、契約不調が頻発し、結果中小企業の皆さまに多大な苦勞を強いました。この間、多くの時間と経費が無駄に浪費されました。

そして、今回は、受動喫煙防止条例です。これまでの轍を踏むことがないように、我が党は、今後とも条例の実効性も含めて、都民、関係者の様々な意見を聞きながら、都民生活の実態に則し、都民の誰もが納得して、守れる条例となるよう、あらゆる場面で提案してまいります。

次に、児童虐待対策について申し述べます。

本年3月に目黒区で発生した大変痛ましい虐待事件が二度と繰り返されることのないよう、都として取り組むべきことは、十分な検証と対策を行うことに他なりません。まずは、今回のケースで問題が明らかとなった、自治体をまたぐ児童相談所間の情報共有について、都としてルールの徹底を図ることを強く求めました。また、未だ国基準に達していない児童相談所の職員体制の充実や警視庁との情報共有制度の見直しを早急に進めていくよう要請しました。

その他、豊洲市場移転、障害者施策、大会ボランティア、防災対策、中小企業振興、都市農業、工業用水道などについて、「都民の与党」の立場から未来志向の政策提言を行いました。

次に、我が党の代表質問でも指摘した、都議会の信頼回復について、重ねて申し上げます。昨年の百条委員会で、議長名で告発した二名の証人について、東京地検は、不起訴処分としました。本来、自治法に基づく偽証告発は、十分な根拠と法的な裏付けが必要であり、慎重かつ公平、公正であるべきです。しかしながら、都議会は両証人に対し、いわれのない疑いをかけ、名誉を著しく毀損いたしました。この責任は、極めて重大です。

改めて、都議会として、両証人に対し謝罪し、告発を撤回するとともに、理由なき問責決議も取り消すべきべきであります。今後、二度とこのような不当な告発が繰り返されることのないよう、公平かつ適正な議会運営に取り組み、都議会の信頼を回復するよう訴えました。

最後に、多くの都民・国民の皆さんが疑念を抱いている知事自身の学歴に関する問題については、知事自らが説明責任を果たし、疑念を払拭されるよう求めます。

以上、都政には多岐にわたり解決しなければならない課題が山積しております。「政治は結果」です。我々都議会自民党は、都民のため東京のために成果を残すべく、全力投球していくことを固くお誓い申し上げます。